

## 船橋市休日診療事業及び二次救急診療事業実施要綱

### (目的)

第1条 船橋市が、一般社団法人船橋市医師会（以下「医師会」という。）の理解と協力を得て行う、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下これらの日を「休日」という。）の昼間における急病患者に対する診療事業（以下「休日診療事業」という。）並びに夜間休日急病診療事業及び休日診療事業等における診療の結果、直ちに入院治療等を必要と診断された患者に対する診療事業（以下「二次救急診療事業」という。）は、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

### (休日診療機関の確保)

第2条 市長は、休日診療事業を実施するため、医師会の協力を得て、別表第1に定めるとおり1休日に2箇所以上の医療機関（以下「休日診療機関」という。）を、確保するものとする。

### (二次救急診療機関の確保)

第3条 市長は、二次救急診療事業を実施するため、入院受入れ可能な医療機関（以下「二次救急診療機関」という。）を、医師会の協力を得て、別表第1に定めるとおり1日につき2単位以上の医療機関を確保するものとする。

2 前項に規定する医療機関の単位は、原則として内科系及び外科系の入院受入れ可能な医療機関を1単位とし、内科系又は外科系いずれかの入院受入れ可能な医療機関については、併せて1単位とする。また小児科を標榜する入院受入れ可能な医療機関は、単独で1単位とする。

### (輪番制の実施)

第4条 休日診療事業及び二次救急診療事業は、第2条及び前条第1項に規定する医療機関が輪番によりこれを行うものとする。ただし二次救急診療事業においては内科系及び外科系を標榜する病院群と小児科を標榜する病院群とは別輪番とする。

### (休日診療機関等の業務及び実施時間)

第5条 休日診療機関及び二次救急診療機関の業務及び実施時間は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、休日診療機関の実施時間について市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(診療報酬等)

第6条 休日診療機関及び二次救急診療機関において治療したときの診療報酬及びその他の収入は、健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定により徴収し、当該医療機関の収入とする。

(委託)

第7条 市は、休日診療事業及び二次救急診療事業を一般社団法人船橋市医師会所属の医療機関又は一般社団法人船橋市医師会の推薦する医療機関に委託する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(船橋市夜間休日急病診療事業及び二次救急診療事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

船橋市夜間休日急病診療事業及び二次救急診療事業実施要綱（平成7年船橋市要綱）

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

業務内容

医療機関名	業務内容	備考
休日診療機関	<p>外来の急病患者に対し、初期診療を行う。</p>	<p>&lt;4月から11月まで&gt; 1休日に内科及び外科各1箇所(4休日に1日はその他の科1箇所追加)。 &lt;12月から翌年3月まで&gt; 1休日に内科2箇所及び外科1箇所(4休日に1日はその他の科1箇所追加)。 &lt;年末年始&gt; 内科2箇所、外科1箇所(隔休日はその他の科1箇所追加)。</p>
二次救急診療機関	<p>診療所及び休日診療機関等において診療の結果、直ちに入院治療等を必要と診断された患者を収容する。</p> <p>また、内科系及び外科系を標榜する二次救急診療機関においては、診療所、休日診療機関及び他の医療機関の診療時間外における急病患者に対し、初期診療を行う。</p> <p>ただし、小児科を標榜する二次救急診療機関においては、その専門性から原則として初期診療は行わない。</p>	<p>内科系及び外科系を標榜する二次救急診療機関においては、1日原則1単位。ただし1の月に4回まで(うち休日は1回まで)は1日2単位とすることができる。この場合は市域に偏りが無いよう配慮する。</p> <p>小児科を標榜する二次救急診療機関においては、1日1単位。</p>

別表第2

実施時間

医療機関名	実施時間
休日診療機関	午前9時から午後5時まで
二次救急診療機関	午後5時から翌日の午前9時まで(ただし、休日は午前9時から翌日の午前9時まで)